

変更前	変更後
<p>第1条 いよぎんダイレクト</p> <p>～略～</p> <p>(8)印鑑照合 本サービスの申し込みおよび本サービスにかかる各種の届出に際し、「代表口座」および「登録口座」の各々につき当行所定の書面に押捺した印鑑の印影と当該口座の届出印鑑を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしてもそのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(9)書面による申込受付 当行所定の申込書にて本サービスの申し込みを受け付けた場合、当行が<u>前項のとおり</u>申込書に押捺された印影の照合を行った結果、「代表口座」<u>および「登録口座」(該当ある場合)のすべて</u>について、会員が当行に届け出た当該各口座の印影と相違なく、かつ<u>それぞれの</u>届出住所が当該会員の現住所と相違ないと当行が認める場合に限り、当行は当該申込を受理するものとします。</p> <p>～略～</p> <p>(12)変更申込の方法</p> <p>①本サービスの申込内容に変更がある場合は、本サービスの各種サービスメニューによる申込受付によるほか、「代表口座」の届出印鑑を当行所定の書面に押捺して届け出てください(ただし、一部サービスについては、書面による届出のみ受付する場合があります)。</p> <p><u>また、「登録口座」の登録内容に変更がある場合は、「代表口座」の届出印鑑とともに当該「登録口座」のお届け印鑑を当行所定の書面に押捺して届け出てください。その際、申込書の受理については本条8項および9項を適用するものとします。</u></p> <p>～略～</p>	<p>第1条 いよぎんダイレクト</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(8)印鑑照合 本サービスの申し込みおよび本サービスにかかる各種の届出に際し、「代表口座」および「登録口座」の各々につき当行所定の書面に押捺した印鑑の印影と当該口座の届出印鑑を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしてもそのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(9)書面による申込受付 当行所定の申込書にて本サービスの申し込みを受け付けた場合、当行が申込書に押捺された印影の照合を行った結果、「代表口座」について、会員が当行に届け出た当該各口座の印影と相違なく、かつ「<u>登録口座</u>」を含む利用口座の届出住所が当該会員の現住所と相違ないと当行が認める場合に限り、当行は当該申込を受理するものとします。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(12)変更申込の方法</p> <p>①本サービスの申込内容に変更がある場合は、本サービスの各種サービスメニューによる申込受付によるほか、「代表口座」の届出印鑑を当行所定の書面に押捺して届け出てください(ただし、一部サービスについては、書面による届出のみ受付する場合があります)。</p> <p>(削 除)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第16条 登録口座の追加・削除申込</p> <p>会員は、本サービスを利用して登録口座の追加および削除の申し込みを行うことができるものとします。ただし、登録口座の追加は、<u>追加を希望する口座の届出印鑑が「代表口座」または「登録口座」のいずれかの届出印鑑と同一であり、かつ追加を希望する口座の届出住所が「代表口座」および「登録口座」の届出住所と同一である場合に限り</u>ます。</p> <p>なお、受付から処理完了までには当行所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>第16条 登録口座の追加・削除申込</p> <p>会員は、本サービスを利用して登録口座の追加および削除の申し込みを行うことができるものとします。ただし、登録口座の追加は追加を希望する口座の届出住所が「代表口座」および「登録口座」の届出住所と同一である場合に限り</p> <p>ます。</p> <p>なお、受付から処理完了までには当行所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第 20 条 本人確認情報の紛失・盗難等</p> <p>(1) 本人確認情報の失念</p> <p>① 「ユーザー ID」または「ログインパスワード」の失念</p> <p>ア. 「ユーザー ID」または「ログインパスワード」を失念した場合、ホームページの専用画面または当行所定の申込書にて届け出てください。当行は、当該申込を受理した場合、「ユーザー ID」または「ログインパスワード」を初期化します。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>② 「確認暗証番号」の失念</p> <p>ア. 「確認暗証番号」を失念した場合、ホームページの専用画面または当行所定の申込書にて「確認暗証番号」の変更申込を行ってください。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第 20 条 本人確認情報の紛失・盗難等</p> <p>(1) 本人確認情報の失念</p> <p>① 「ユーザー ID」または「ログインパスワード」の失念</p> <p>ア. 「ユーザー ID」または「ログインパスワード」を失念した場合、ホームページの専用画面にて届け出てください。当行は、当該申込を受理した場合、「ユーザー ID」または「ログインパスワード」を初期化します。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>② 「確認暗証番号」の失念</p> <p>ア. 「確認暗証番号」を失念した場合、ホームページの専用画面にて「確認暗証番号」の変更申込を行ってください。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

以 上